

## ● 訓練の基準等

	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	日本版デュアルシステム（委託訓練活用型、短期課程活用型）	企業実習先行型訓練システム（仕事おためし訓練コース）
対象者	正社員経験が少ない方（学校卒業後6ヶ月以内の方を除く）	新規学卒者を中心とした15歳以上40歳未満の方	原則、正社員経験が少ない方	正社員経験が少ない、おおむね25歳以上40歳未満の方
総訓練期間、時間	3ヶ月超6ヶ月（特別な場合は1年）以内 6ヶ月当たり425時間以上	6ヶ月以上2年以下1年当たり850時間以上	標準4ヶ月（委託訓練活用型） 6ヶ月以上1年以下（短期課程活用型）	1～3ヶ月の企業実習後に必要に応じて3ヶ月程度のフォローアップ訓練（座学）
OJT時間割合	2割以上8割以下（訓練修了後に正社員として雇用する場合には1割以上9割以下）	2割以上8割以下	1ヶ月以上、総訓練期間の1/2以下（委託訓練活用型） 総訓練期間の1/5以上（短期課程活用型）	最大3ヶ月
雇用形態	有期若しくは常用雇用	有期若しくは常用雇用	—	—
位置付け	フリーター等、正社員経験が少ない方に実践的な職業訓練を行うことにより、訓練実施企業又は他の企業における常用雇用を目指す	若年者（特に新規学卒者）に計画的な職業訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成	民間教育訓練機関等が主体となり、フリーター等に実践的な職業能力を付与することによる就職支援	企業が主体となり、年長フリーター等に実践的な職業能力を付与することによる就職支援
			〔公共職業訓練の一類型〕 受講には、ジョブ・カードの交付及び公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦が必要	



ジョブ・カード制度

検索

